



議案第八十六号

交通事故による損害賠償額の決定について

次のとおり交通事故による損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十五年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

一 事故発生年月日

昭和五十一年五月十九日

二 事故発生場所

東伯郡三朝町三朝二九三番地

(中村土産店前)

三 事故当事者

三朝町

(運転者 鳥羽正芳)

四 事故関係者

倉吉市上井町

日本交通株式会社上井営業所

五 損害賠償額

金二五、五〇〇円